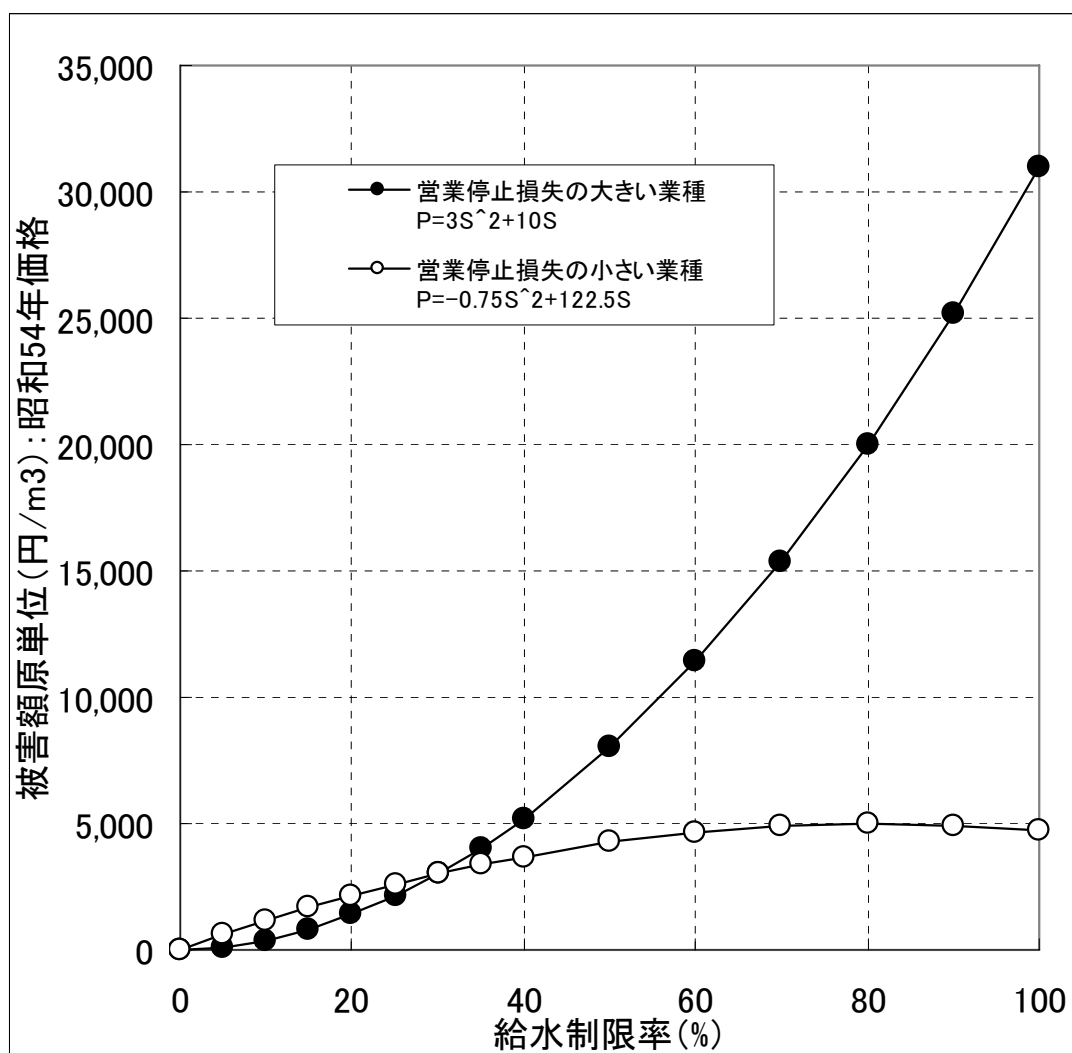


図V-3-4-1 は(1)式、(2)式で算定される給水制限率と被害額原単位の関係を示したものである。この図V-3-4-1 では、給水制限率 30%以下では、営業停止損失の大きい業種よりも営業停止損失の小さい業種の被害額原単位が上まわることとなり、矛盾するものとなる。また、営業停止損失の小さい業種の曲線は 80%以降減少傾向となる。

したがって、これらの矛盾点を補正することとし、給水制限率 30%以下は、営業停止損失の大きい業種の関係に全業種が対応することとし、給水制限率 30%を越える場合、営業停止損失の大きい業種と小さい業種を区分することとした。また、給水制限率 70%以上は 16%で一定とした。

図V-3-4-2 に営業停止損失の大きい業種の給水制限率 100%の場合の 31,000 円/m<sup>3</sup> (3×100<sup>2</sup>+10×100) に対する割合を影響率として算定した結果を示す。なお、給水制限率 30%以下では、前述のように営業停止損失の大きい業種と小さい業種は同じとなるものとしている。



図V-3-4-1 被害額原単位の算定